|  |
| --- |
| 生活保護法第54条の２第４項において準用する同法第49条の２第２項各号（第１号を除く。）に該当しない旨の誓約書　福　島　市　長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日　下欄に掲げる生活保護法第54条の２第４項において準用する同法第49条の２第２項各号（第１号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。申請者（開設者）住所（所在地）氏　　　　 名　　　　　　　　　　　　　　　　　 |

|  |
| --- |
| （誓約項目）生活保護法第54条の２第４項において準用する同法第49条の２第２項各号（第１号を除く。）の規定関係１　第２項第２号関係　　開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。２　第２項第３号関係　　開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定（※）により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。　 ※　その他国民の保険医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定１　児童福祉法（昭和22年法律第164号）２　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）３　栄養士法（昭和22年法律第245号）４　医師法（昭和23年法律第201号）５　歯科医師法（昭和23年法律第202号）６　保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）７　歯科衛生士法（昭和23年法律第204号）８　医療法（昭和23年法律第205号）９　身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）10　精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）11　社会福祉法（昭和26年法律第45号）12　薬事法（昭和35年法律第145号）13　薬剤師法（昭和35年法律第146号）14　老人福祉法（昭和38年法律第133号）15　理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号）16　柔道整復師法（昭和45年法律第19号）17　社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）18　義肢装具士法（昭和62年法律第61号）19　介護保険法（平成9年法律第123号）20　精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）21　言語聴覚士法（平成9年法律第132号）22 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）23　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）24　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）25　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）26　子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）27　再生医療等の安全性の確保等に関する法律（平成25年法律第85号）28　国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。第12条の4第15項及び第17項から第19項までの規定に限る。）29　難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）30　公認心理師法（平成27年法律第68号）３　第２項第４号関係　　都道府県知事が当該指定の取消しの処分の理由となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定介護機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者であること（取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設若しくは介護老人保健施設、その事業として居宅介護を行う者若しくはその事業として居宅介護支援計画を作成する者、特定福祉用具販売事業者、その事業として介護予防を行う者若しくはその事業として介護予防支援計画を作成する者又は特定介護予防福祉用具販売事業者について、生活保護法による介護扶助のための居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当させる機関（以下「介護機関」という。）の管理者であった者が当該取消しの日から起算して５年を経過しないものを含む。）。４　第２項第５号関係 開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成５年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第51条第１項の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであること。５　第２項第６号関係　　開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであること。６　第２項第７号関係　　第５号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る介護機関の管理者であった者で、当該申出の日から起算して５年を経過しないものであること。７　第２項第８号関係　　開設者が、指定の申請前５年以内に被保護者の介護に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。８　第２項第９号関係　　当該申請に係る介護機関の管理者が第２号から前号までのいずれかに該当すること。 |